

様々なフィールドで活躍する 税関職員

Customs officials actively participating in various field of workplaces

様々なフィールドで活躍する税関職員
Customs officials actively participating in various field of workplaces

税関局

ニセモノの跋扈は許さない



関税局業務課知的財産調査室知的財産係
(東京税関採用)

朝比奈 莉央

平成27年一般職(大卒程度) 行政

税関ではニセモノを水際で取り締まっています。ニセモノの中には、ブランドのコピー商品の他、健康被害のおそれのある偽造医薬品、規格を満たしていない偽造自動車部品等もあります。これらの取締りによって、積年の努力によって築き上げられたブランドイメージを守り、また、市民の健康・安全を守ることが私達の仕事です。

令和2年には、1年間に3万件、58万点を超える知的財産侵害物品を差し止めましたが、これを換算すると、1日に82件、1,600点上ります。このように、非常に多くのニセモノが流入しようとしているため、当室では、全国の税関のとりまとめ役として、効果的な取締りを実現するための方法を日々検討しています。

効果的な取締りを行うための工夫としては、例えば、官民の協働が挙げられます。税関での差し止めにあたっては、権利者の協力をはじめ、昨今においてはプラットフォームとの連携も重要であると考えており、関係者との意見交換や情報共有を大切にしています。

また、国際的な取組みも行っています。日本

の知的財産保護は、世界的にもトップレベルにあり、途上国に対する技術協力という形で日本の法制度やノウハウ等を共有しています。外国に対して知財の大切さを伝えることで、間接的に日本に流入するニセモノの数を減らすことにも繋がります。実際に、私も視察に随行し、諸外国との繋がりを身近に感じました。

当室では、この他にも多くの取組みを行っています。例えば、ニセモノ撲滅に向けた広報活動にも力を入れており、直近では、カスタム君に、ニセモノに手を出さないよう動画で啓発してもらいました！ぜひYoutubeをご覧ください。税関の魅力の一端に触れてみてください。皆様と一緒に働けることを楽しみにしています！



海外

在外公館だから経験出来る仕事の面白さ



外務省在上海日本国総領事館副領事
(東京税関採用)

松村 鉄也

平成21年II種 行政

私は在上海日本国総領事館で勤務しています。上海総領事館は、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省の1市4省を管轄し、当館在留邦人の方々向けには、安全情報の提供を含む在留邦人保護、在外選挙実施、旅券・各種証明書・戸籍の手続き等、各種行政サービスを実施しているほか、ビジネス面では、日系企業向けに投資環境改善やトラブル解決等の支援、経済関連情報の収集や発信を行っています。私は経済班に所属し、ビジネス面に関する部分を主に担当しています。

業務の一例ですが、税関からの出向者なので、例えば当地の税関との間で通関関係のトラブルが発生した際に相談を受ける窓口となります。問題を抱えている日系企業から詳しい状況のヒアリングを行い、問題の解決に向けて税関に働きかけを行います。企業の方と一緒に解決策を考える際には、日本において通関関係の業務に従事していた経験が役に立ちます。

その他の税関関連の業務として、令和2年から令和3年にかけて上海税関と日系企業との官

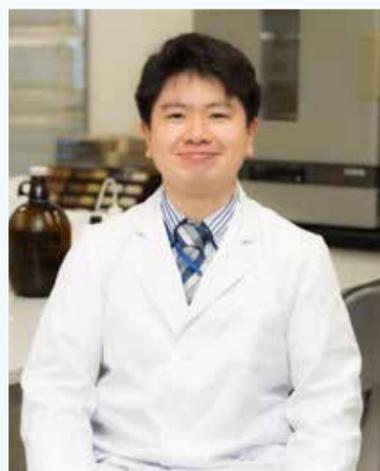
民対話を3回実施しました。日系企業にとっては税関行政に関して上海税関の担当者との直接意見交換ができる貴重な場であった一方で、上海税関側としても外資系企業の声を直接聞くことができ、今後の制度設計等において有益な場であったのではないかと考えています。実施するにあたり調整面において苦労しましたが、結果的には参加者の方々から好評を得ることができ、少しでも満足して頂ける形で実施できて本当に良かったです。

在外公館においても日本の税関で得た経験を活かす機会は十分にあります。税関職員として将来海外で働くという選択肢もあるのではないのでしょうか。



関税中央分析所

化学の知識や経験を活かすことができる職場



関税中央分析所第3分析室分析官(東京税関採用)

佐々木 良祐

平成22年II種 化学

海外からの輸入品は、関税等の確認のため、税関の通関部門で審査や検査を受けますが、課される関税率は、含有する成分やその割合、あるいは物理的性質によって異なります。また、輸入品を検査した結果、法で規制されている薬物と思しきものが見つかることもあります。税関の分析部門は、これらのうち、見た目では判断できないものについて、含有する成分や割合等を科学的に分析することで、通関部門の審査や検査の手助けとなるように支援しています。そして、関税中央分析所は、税関の分析部門で分析困難なものについて、より高度な分析機器を用いて分析を行っています。

私は2016年から関税中央分析所第3分析室に所属しており、界面活性剤やろう等の有機化学品の分析と、大麻や覚醒剤等の薬物の分析を行っています。有機化学品は含有する成分や割合等によって税率が異なることから、税率決定の判断材料とするために様々な方法で分析を行っています。また、薬物の分析はいわゆる危険ドラッグ等、新種の薬物を分析することが多く、様々な方法で分析した結果から化学構造の解析

を行うほか、関係省庁にその情報を提供することも行っております。さらに、年に1度、税関分析部門が一同に会する研究発表会のために、分析手法の見直し等、分析業務の技術的水準向上を目的とした研究も行っています。

税関の業務はいろいろなものがありますが、分析業務はその中でも化学の知識や経験を活かすことができる業務です。私は大学で有機化学を専攻しており、その時に学んで得られた知識や経験が化学構造の解析など今の仕事にも活かしています。化学系専攻の皆さん、その知識や経験を、私たちと一緒に公務のお仕事で活かしてみませんか！



金融庁

税関職員として、幅広い知識の習得へ



金融庁証券取引等監視委員会事務局特別調査課
証券取引特別調査官(名古屋税関採用)

榎原 淳一

平成23年II種 行政

私は現在、金融庁の組織の一部である、証券取引等監視委員会に出向し、証券取引特別調査官として、市場の公正性・透明性の確保、投資者保護等を目的にインサイダー取引や相場操縦等の不正取引に対する調査を行っています。具体的には、全国を対象に、不正取引を行った個人や法人に対して、家宅捜索や取調べ等を行う犯則調査という業務を行っています。

税関職員が、なぜ証券取引等監視委員会に出向し、証券に関する業務を行っているのか、と疑問に思う方もいらっしゃるかもしれません。それは、税関の事後調査業務に関係があります。税関の使命の一つである「適正かつ公平な関税等の徴収」の一翼を担っている、税関の事後調査部門では、輸出入業を行っている個人や会社などに立ち入り、輸出入において適正な申告や税額納付を行っているかを調査しています。この調査において、会社や会計の知識は欠かせません。証券取引等監視委員会は、国税局、検察庁、財務局及び会計士事務所等からの出向者で構成され、主たる法律である金融商品取引法のほ

か、会社法や会計知識などに精通している、企業犯罪調査のプロ集団であり、これらの知識を活用し、金融関係犯罪の不正を暴いています。

税関は、幅広い業務を行っているからこそ、幅広い知識が必要になります。私は、税関職員として、証券取引等監視委員会に出向し、今まで深く関わることのなかった、個人や法人の金融犯罪調査を行い、税関でも十二分に活かせる知識を得ることができました。

私もそうでしたが、自分に合った仕事を見つけることは簡単なことではありません。だからこそ、様々な業務を行い、色々な知識を身につけ、働きながら自分に合った業務を見つけることができるのが税関の魅力です。このパンフレットは、税関について凝縮されていますので、興味を持っていただけたら幸いです。いつか一緒に働くことを楽しみにしています。

